

第 23 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都江東区豊洲2丁目2番1号
豊洲ベイサイドクロスタワー3階+C
（プラスクロス）内
31Builedge 豊洲ベイサイドクロス Room A

議 案

取締役6名選任の件

産業を支える、未来を動かす。

 **日本コークス工業**

証券コード：3315

証券コード 3315
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲3丁目3番3号
日本コークス工業株式会社
代表取締役社長 松 岡 弘 明

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権行使に際しましては、「議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都江東区豊洲2丁目2番1号 豊洲ベイサイドクロスタワー3階＋C（プラスクロス）内 31Builedge豊洲ベイサイドクロス Room A
3 目的事項	報告事項 1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 議案 取締役6名選任の件

本総会の招集に際しては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、事業報告等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。電子提供措置事項は、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.n-coke.com/ir/stock_shareholders.html	
株主総会資料掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/3315/teiji/	
東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本コークス工業」又は「コード」に当社証券コード「3315」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)	

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
 - ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結計算書類の連結注記表
 - ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ・ 計算書類の個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否のご表示のうえ、ご返送ください。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

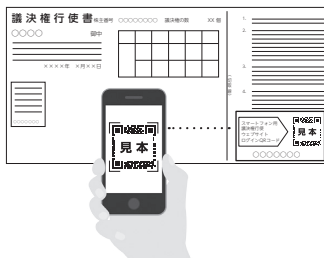
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

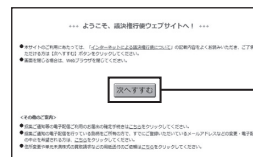
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

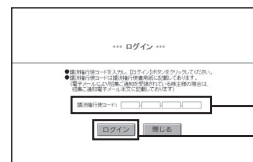
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

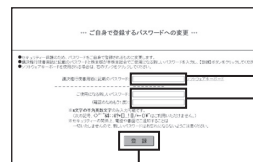
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議 案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役6名全員が任期満了となります。
つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における 現在の地位および担当	属 性		
1	まつ	おか	ひろ	あき	代表取締役社長	重任		
2	お	の	ゆう	すけ	執行役員 (経営管理部長)	新任		
3	さか	た	りゅう	じ	執行役員 (コークス事業部長)	新任		
4	とく	なが	なお	ゆき	社外取締役	重任	社外	
5	みや	うち	なお	たか	社外取締役	重任	社外	独立
6	もり	じり	よし	お	社外取締役	重任	社外	独立

重任 重任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番 号

1

まつ おか ひろ あき
松 岡 弘 明

重 任

生年月日

1960年8月31日生 満65歳

取締役会出席回数

13回／13回

所有する当会社の株式の数

172,975株

略歴および当社における地位

1985 年 4 月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
2011 年 4 月 同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部長
2014 年 4 月 新日鐵住金株式会社（現日本製鐵株式会社）
棒線事業部棒線営業部長
2016 年 4 月 同社執行役員棒線事業部長
2019 年 4 月 日本製鐵株式会社
常務執行役員大阪支社長
2021 年 4 月 同社執行役員 社長付
当社顧問
2021 年 6 月 当社取締役副社長
2022 年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

〔取締役候補者とした理由〕

松岡弘明氏は、2021年6月に取締役副社長に就任して以来、製鉄会社での業務およびマネジメント経験に基づいて経営に従事し、2022年4月からは代表取締役として当社グループの先頭に立って経営を指揮しており、同氏を引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番 号

2

お の ゆ う す け
小 野 祐 介

新 任

生年月日

1966年1月29日生 満60歳

所有する当会社の株式の数

10,000株

略歴および当社における地位

1988 年 4 月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2006 年 5 月 カナダ三井住友銀行副社長
2012 年 4 月 同行社長
2014 年 4 月 株式会社三井住友銀行香港支店長
2018 年 4 月 同行理事本店営業第三部長
2020 年 4 月 同行理事アジア・大洋州本部副本部長
2022 年 4 月 同行理事グローバル・アドバイザリー一部部長
2023 年 5 月 当社理事経営管理部副部長
2024 年 6 月 当社執行役員経営管理部長（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

執行役員（経営管理部長）

〔取締役候補者とした理由〕

小野祐介氏は、2023年5月に当社に入社して以来、銀行での長年にわたる業務経験や国内外での豊富な統括経験に基づき、経営管理部門の責任者として当社グループの経営に従事していることから、当社の経営マネジメントを担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者
番 号

3

さ か た りゅう じ
坂 田 竜 治

新任

生年月日

1964年12月21日生 満61歳

所有する当会社の株式の数

11,371株

略歴および当社における地位

1992 年 4 月 三井鉱山株式会社（現当社）入社
2008 年11月 当社北九州事業所副所長
2013 年 7 月 当社化工機事業部栃木工場工場長
2015 年12月 当社北九州事業所設備部長
2019 年 4 月 当社北九州事業所副所長兼設備部長
2020 年 7 月 当社理事北九州事業所副所長兼設備部長
2021 年 6 月 当社執行役員コークス事業部北九州事業所長
2025 年 6 月 当社執行役員コークス事業部長（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

執行役員（コークス事業部長）

〔取締役候補者とした理由〕

坂田竜治氏は、長年にわたる当社北九州事業所および栃木工場での設備・設計に関する業務経験に加え、執行役員コークス事業部長として当社の中核事業であるコークス事業をけん引してきた経験から、当社の経営マネジメントを担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

と く な が な お ゆ き
徳 永 直 之

重任 社外

生年月日

1972年12月11日生 満53歳

取締役会出席回数

13回／13回

所有する当会社の株式の数

0株

略歴および当社における地位

1995 年 4 月 住友商事株式会社入社
2008 年 9 月 同社炭素部参事
当社コークス部コークス営業グループリーダー
2010 年 6 月 米国住友商事炭素・鉄鋼原料ユニット長
2015 年 4 月 住友商事株式会社炭素部炭素製品チームサブリーダー
2016 年 4 月 同社炭素部参事
住商CRM株式会社取締役
2018 年10月 同社炭素部業務・開発チームリーダー
2020 年 6 月 当社社外取締役（現任）
2022 年 4 月 住友商事株式会社炭素部長
2024 年 4 月 住友商事株式会社炭素ユニット長（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

住友商事株式会社炭素ユニット長

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

徳永直之氏は、住友商事株式会社炭素ユニット長であり、資源・エネルギーに関する豊富な知見を有しており、特に市場や産業構造を踏まえた会社の経営戦略について、これまで同様に専門的な立場から監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番 号

5

宮 内 直 孝

重 任 社 外 独 立

生年月日

1958年1月30日生 満68歳

取締役会出席回数

13回／13回

所有する当会社の株式の数

0株

略歴および当社における地位

1981 年 4 月 株式会社日本製鋼所入社
2006 年 4 月 同社広島製作所樹脂加工機械部部长
2011 年 4 月 同社広島製作所副所长（生産・技術担当）
2013 年 4 月 同社執行役員広島製作所长
2015 年 4 月 同社常務執行役員産業機械事業部副事業部长
（機械事業ユニット長）
2016 年 4 月 同社常務執行役員特機本部管掌・機械事業部长
2016 年 6 月 同社取締役常務執行役員
2017 年 4 月 同社代表取締役社长
2022 年 4 月 同社取締役
2022 年 6 月 同社相談役
2024 年 6 月 当社社外取締役（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

宮内直孝氏は、長年にわたり産業機械事業分野に携わっており、製造・開発や製造現場の管理・運営などの豊富な経験があることに加え、会社経営者としての高い見識を持ち合わせていることから、これまで同様に技術的な知見および当社とは独立した立場から当社の経営全般へ監督、助言をいただくことが期待されるため、同氏を引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。

もり じり よし お
森 尻 善 雄

重 任 **社 外** **独 立**

生年月日

1960年11月6日生 満65歳

取締役会出席回数

13回／13回

所有する当会社の株式の数

0株

略歴および当社における地位

1983 年 4 月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2013 年 4 月 同行執行役員東京東法人営業本部長
2014 年 4 月 同行執行役員東日本第一法人営業本部長
2015 年 5 月 株式会社ヒューマン・インベントリー顧問
2015 年 5 月 株式会社フィナンシャル・キャリア顧問
2015 年 6 月 株式会社ヒューマン・インベントリー
代表取締役社長
2015 年 6 月 株式会社フィナンシャル・キャリア
代表取締役社長
2019 年 5 月 室町ビルサービス株式会社顧問
2019 年 6 月 同社代表取締役社長
2023 年 6 月 同社代表取締役会長
2023 年 6 月 株式会社ヒューマック代表取締役社長
2024 年 6 月 当社社外取締役（現任）
2024 年12月 ホウライ株式会社常勤監査役（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

ホウライ株式会社常勤監査役

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

森尻善雄氏は、長年にわたる銀行での業務および数社にわたる会社経営の経験と実績から、経営に関する豊富な知見を有しており、特に金融の視点から長期を見据えた経営戦略について、これまで同様に専門的に監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 徳永直之、宮内直孝および森尻善雄の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 徳永直之、宮内直孝および森尻善雄の各氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって徳永直之氏が6年、宮内直孝および森尻善雄の両氏が2年であります。
4. 住友商事株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、徳永直之氏は同社から、過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同氏の同社における地位および担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。
5. 徳永直之、宮内直孝および森尻善雄の各氏は、会社法第427条第1項の規定により、各氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。松岡弘明、徳永直之、宮内直孝および森尻善雄の各氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
- また、小野祐介および坂田竜治の両氏の選任が承認された場合には、両氏との間で本契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります（ただし、故意または重過失に起因する場合を除く）。各候補者の選任および再任が承認された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 宮内直孝および森尻善雄の両氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしているため、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、同取引所に独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の届け出を行う予定であります。
9. 宮内直孝氏が株式会社日本製鋼所の代表取締役社長として在任中でありました2022年2月、法令および定款に違反する行為ではありませんが、同社子会社において製品の品質検査における不適切行為があり、独立の特別調査委員会により調査および報告がなされています。

《ご参考》

取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

- ・本議案が承認された場合の取締役および監査役の専門性と経験は、次のとおりであります。

役職（予定）・氏名			性別	経 営 経 験	グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス	財 務 ・ 会 計	法 務 ・ コンプライアンス	営 業 ・ マーケティング	技 術 に 関 する 知 見
取 締 役	代表取締役 社 長	松 岡 弘 明	男性	●			●	●	●
	取 締 役 執 行 役 員	小 野 祐 介	男性	●	●	●			
	取 締 役 執 行 役 員	坂 田 竜 治	男性		●			●	●
	社外取締役	徳 永 直 之	男性		●			●	●
	社外取締役	宮 内 直 孝	男性	●	●				●
	社外取締役	森 尻 善 雄	男性	●		●		●	
監 査 役	常勤監査役	益 田 明	男性			●	●		
	社外監査役	渡 邊 崇	男性		●	●	●		
	社外監査役	櫻 田 修 一	男性	●		●	●		

社外役員の独立性判断基準

当社取締役会が、当社における社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）が独立性を有すると判断するためには、当該社外役員が、以下のいずれの基準にも該当しないものでなければならない。

1. 過去3事業年度において、当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（※1）またはその業務執行者（※2）
 2. 過去3事業年度において、当社グループの主要な取引先に該当する者（※3）またはその業務執行者
 3. 現在または過去3事業年度において、当社の大株主（※4）もしくはその業務執行者、または当社が大株主となっている者の業務執行者
 4. 現在または過去3事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている（※5）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 5. 現在または過去3事業年度において、当社グループの主要な借入先に該当する者（※6）またはその業務執行者
 6. 当社グループが多額の寄付（※7）を行っている先またはその出身者
 7. 次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 1から6に該当する者
 - (2) 当社グループの業務執行者
- ※1 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結売上高の2%以上の支払を、当社グループから受けた者をいう。
- ※2 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう（以下同じ）。
- ※3 「当社グループの主要な取引先に該当する者」とは、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに対して行った者をいう。
- ※4 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ※5 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外に、個人である場合には、年間1,000万円を超え、当該個人が所属する法人、団体等である場合には、当該団体の売上高または総収入額の2%または1,000万円のいずれか高い額を超える金銭その他の財産を当社グループから得ていることをいう。
- ※6 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの連結借入額が、連結総資産の2%を超える者をいう。
- ※7 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付金をいう。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等による緩やかな回復基調がみられる一方、米国の通商政策や中東情勢の緊迫化がわが国の景気を下押しするリスクがあるなかで推移しました。当社グループにおきましては、安全最優先を経営の根幹に据えつつ、コークスの生産量確保と収益の立て直しに総力を挙げて取り組んでまいりました。

コークス事業においては、2024年9月に稼働を開始した2Aコークス炉と、安定稼働が見込まれる1A炉を中心とした操業とし、稼働後約50年が経過し老朽化した2炉団（1B炉・2B炉）については、修繕費の大幅な削減をはじめとするコスト削減を重視した運営としてまいりました。結果、製造原価の着実な低減が図られ、黒字回復への兆しが表れてまいりました。

加えて、各種の技術的課題も解決の目途が立ったことから、老朽2炉団を完全に停止、健全2炉団での操業とする生産体制の最適化を決定し、2025年11月にその計画を公表、2炉団体制に向けた設備の集約工事を進めてまいりました。

コークス事業以外の各事業においては、市場・環境の変化に的確に対応し、安定的な収益拡大を目指す方針のもと取り組んでまいりました。

燃料・資源リサイクル事業においては、一般炭や石油コークスの販売に加え、港湾設備・コールセンターを自社保有する優位性を活かし、集中豪雨等の気象変動により生じた流通の混乱時において、揚陸・備蓄・配送を含めた総合的な対応力を発揮しました。

総合エンジニアリング事業の主要事業である化工機事業においては、抹茶製造機器の受注が好調なことを受け、新商品「ティーマイスターミル」を投入、ニッチ分野における事業展開を進め、当社グループ全体の事業ポートフォリオ安定に貢献いたしました。

一方、当期は安全最優先を経営の根幹に据えていたにもかかわらず、2025年12月末にはベルトコンベア設備において火災事故を発生させてしまい、関係各位に多大なるご心配およびご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。なお、この火災影響により減産が避けられない状況のもと、代替手段としてクレーンを用いた送炭などの対策により、影響を最小限に留めるよう鋭意対応してまいりました。

これらの結果、当期の連結売上高は、前期比76億5千9百万円減少の913億8千6百万円、連結営業損益は、6億7百万円の営業利益（前期は85億6千2百万円の営業損失）となったほか、連結経常損益は、2億7千6百万円の経常損失（前期は102億6千9百万円の経常損失）となりました。

特別損益につきましては、コークス生産体制最適化等に係る減損損失44億3千6百万円や固定資産除却損10億9千4百万円などにより、特別損失70億5千7百万円を計上いたしました。この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は76億7千8百万円の純損失（前期は139億8百万円の純損失）となりました。

なお、このような業績結果を踏まえ、当期の配当につきましては、前期に引き続き無配とさせていただきます。株主の皆様には何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業部門別の状況は次のとおりです。

コークス事業

コークス事業につきましては、前期（2024年度）には老朽炉の影響や火災による生産減があり、当期もベルトコンベアの火災があったものの、新鋭2A炉による生産能力向上効果享受により、販売数量は、前期比10万トン増加の97万2千トンとなりました。損益につきましては、火災影響を受けつつも、修繕費等の固定費削減や、増産によるトン当たり固定費負担の軽減効果により、当期も営業赤字ではあるものの、その損失額は大きく改善いたしました。

この結果、コークス事業の連結売上高は、前期比25億8千万円減少の561億3千4百万円となり、連結営業損益は、23億2千8百万円の営業損失（前期は123億5千7百万円の営業損失）となりました。

燃料・資源リサイクル事業

燃料・資源リサイクル事業につきましては、顧客の燃料転換トレンドが継続したことを主因として、当社グループの販売数量は、82万トンと前期比4万5千トン減少となり、売上高は減収となりました。

この結果、燃料・資源リサイクル事業の連結売上高は、前期比38億9千7百万円減少の233億4千3百万円となり、連結営業利益は、前期比1億4千5百万円減少の26億3千万円となりました。

総合エンジニアリング事業

総合エンジニアリング事業につきましては、化工機事業において、前期の大口機器納入案件が終了したことから、前期に比べ減収減益となりました。

この結果、総合エンジニアリング事業の連結売上高は、前期比13億7千9百万円減少の79億1千7百万円となり、連結営業利益は、前期比5億9千5百万円減少の14億7千7百万円となりました。

その他

その他の事業につきましては、増収減益となり、その他の事業の連結売上高は、前期比1億9千7百万円増加の39億9千1百万円となり、連結営業利益は、前期比1千3百万円減少の5億7千9百万円となりました。

(単位：百万円)

事業の種類	売上高		営業損益	
	前期	当期	前期	当期
コース事業	58,714	56,134	△12,357	△2,328
燃料・資源リサイクル事業	27,240	23,343	2,775	2,630
総合エンジニアリング事業	9,296	7,917	2,072	1,477
その他	3,793	3,991	593	579
全社	－	－	△1,645	△1,751
合計	99,045	91,386	△8,562	607

(注) 各セグメントの売上高は外部顧客に対する売上高を表記しており、セグメント間の内部売上高または振替高は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は、71億7千9百万円であり、その主なものは、当社北九州事業所の石炭受入搬送設備（コールスタッカー）更新工事（完成）、COG陽圧配管2系列化工事（進行中）、その他コークス製造設備等の維持・更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、緊迫する中東情勢や米国の通商政策の影響を引き続き注視する必要があり、先行きについては慎重な見方が必要であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、コークス事業の生産体制最適化という大きな転換期を迎え、業績回復から収益安定化へ移行する重要なフェーズにあります。2026年度におきましては、コークス事業の生産体制最適化に伴う効率化、生産性向上に向けた施策を着実に実行するとともに、非コークス事業においても各種施策を徹底することにより、グループの総力を挙げて業績回復と収益最大化に努めてまいります。

事業部門ごとの課題および取組みは次の通りです。

コークス事業

コークス事業につきましては、健全2炉団体制への移行を完了させ、2026年度における黒字転換の実現に向け、安定・安全操業を第一に、次の施策を推進してまいります。

- ① 2炉団への集約による固定費の効率化と筋肉質な収益体質への転換
- ② 生産性向上投資の実施による増産および変動費の削減
- ③ 販売先の多様化・拡大による安定収益の確保

燃料・資源リサイクル事業

燃料・資源リサイクル事業につきましては、私有する港湾や石炭ヤード・貯炭スペースといった競争優位性の高い自社インフラを最大限に活用するとともに、国内のエネルギー政策の動向に即した現実的なソリューションの提供を基本方針として、次の施策を推進してまいります。

- ① 自社保有インフラの最大活用による取扱品目の多様化と付加価値の向上
- ② バイオマス燃料をはじめとする新規需要の取り込みと顧客基盤の拡大
- ③ 顧客の燃料転換の動向に対応した柔軟な営業体制の構築

総合エンジニアリング事業

化工機事業につきましては、粉体技術における深い知見と、顧客ニーズに応じたオーダーメイドの機材設計・製作能力を強みとして、高度化・多様化する顧客ニーズへの対応を基本方針として、次の施策を推進してまいります。

- ① ニッチ分野における競争優位性のさらなる強化と新規顧客・新規地域への展開
- ② 商品力強化および技術導入による製品競争力の向上
- ③ グループ会社との連携強化による内製化推進と収益力の向上

産業機械事業を担うグループ会社の有明機電工業株式会社につきましては、機械工事・電気工事双方のノウハウを併せ持つ特徴を活かし、化工機事業との連携を一層強化するとともに、受注拡大および利益率の改善による収益拡大を図ってまいります。

その他

運輸荷役事業を営むグループ会社の三池港物流株式会社につきましては、これまでに更新した港湾設備や倉庫を最大限活用し、三池港（福岡県大牟田市）における貨物取扱数量増加ならびにコスト削減を図り、収益の拡大に努めてまいります。

不動産事業につきましては、非事業用不動産の売却に加え、賃貸事業につきましても、積極的に推進してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (2025年3月期)	第23期(当期) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	174,062	135,152	99,045	91,386
経 常 損 益 (百万円)	△752	3,640	△10,269	△276
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益 (百万円)	△1,075	1,898	△13,908	△7,678
1株当たり当期純損益 (円)	△3.70	6.52	△47.79	△26.39
総 資 産 (百万円)	140,202	140,713	130,630	126,544
純 資 産 (百万円)	54,277	56,355	41,600	34,797
1株当たり純資産額 (円)	186.50	193.65	142.94	119.57

(6) 重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
三 池 港 物 流 株 式 会 社	福 岡 県	100	100.0	港 湾 運 送 事 業 、 運 輸 業
有 明 機 電 工 業 株 式 会 社	福 岡 県	90	100.0	機 械 器 具 、 電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
三 美 鉱 業 株 式 会 社	北 海 道	15	100.0	露 頭 炭 の 採 掘 ・ 販 売 、 造 林 業
サ ン テ ッ ク 株 式 会 社	栃 木 県	20	100.0	設 備 ・ 機 器 の メ ン テ ナ ンス 事 業
サン情報サービス株式会社	東 京 都	40	100.0	情 報 処 理 ソ フ ト ウ ェ ア の 作 成 ・ 販 売
日本コークス工業東北株式会社	宮 城 県	10	100.0	コ ー ク ス 等 の 販 売

(注) 連結子会社は上記に掲げた6社であり、持分法適用関連会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事 業 の 種 類	事 業 内 容
コ ー ク ス 事 業	コークスの製造・販売
燃料・資源リサイクル事業	一般炭および石油コークスの仕入・販売、コールセンター事業、産業廃棄物の処理およびリサイクル
総合エンジニアリング事業	化学装置・機器、一般産業用機器、プラントの製造・販売およびメンテナンス、機械器具設置工事・電気工事の施工
そ の 他	港湾運送事業、各種貨物の荷役および陸上輸送 宅地建物取引業およびその他各種サービス業

(8) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

名	称	所	在	地
本	店	東京都江東区		
北	九州事業所	福岡県北九州市若松区		
栃	木工工場	栃木県栃木市		
九	州事務所	福岡県大牟田市		

(注) 子会社については、「(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の状況

(単位：名)

事業の種類	従業員数	前期末比増減
コークス事業	335	△21
燃料・資源リサイクル事業	23	△11
総合エンジニアリング事業	345	18
その他	247	7
全社（共通）	33	△3
合計	983	△10

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
465名	△23名	40.4歳	18.2年

(注) 上記人員には、社外出向社員、組合専従者および休職者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	13,135
三井住友信託銀行株式会社	12,088
農林中央金庫	9,827
株式会社福岡銀行	9,006

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,080,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 302,349,449株
- (3) 株主数 40,444名（前期末比3,717名増）
- (4) 大株主（上位10名）

（単位：千株、％）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	65,628	22.55
住 友 商 事 株 式 会 社	56,558	19.43
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	16,179	5.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,883	1.67
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,772	1.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,621	1.24
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	3,000	1.03
株 式 会 社 商 船 三 井	2,513	0.86
三 井 金 属 株 式 会 社	2,307	0.79
住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社	2,307	0.79

- （注） 1. 当社は、自己株式を11,326,610株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	松 岡 弘 明	
常 務 取 締 役	森 俊 一 郎	リスクマネジメント室、カーボンニュートラル推進室、 人事・総務部、九州事務所管掌 コークス事業に関する事項につき、坂田執行役員に協力
常 務 取 締 役	井 伊 誠 一 郎	燃料・資源リサイクル事業部長
取 締 役	徳 永 直 之	住友商事株式会社 炭素ユニット長
取 締 役	宮 内 直 孝	
取 締 役	森 尻 善 雄	ホウライ株式会社 常勤監査役
常 勤 監 査 役	益 田 明	
監 査 役	渡 邊 崇	日本製鉄株式会社 関係会社部 部長
監 査 役	櫻 田 修 一	株式会社アカウンティング・アドバイザリー 代表取締役 マネージングディレクター

- (注) 1. 取締役徳永直之、宮内直孝および森尻善雄の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡邊崇および櫻田修一の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役波多野康彦氏は、2025年6月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4. 監査役伊藤親治氏は、2025年6月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
5. 取締役井伊誠一郎氏は、2025年6月27日開催の第22回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
6. 監査役益田明氏は、2025年6月27日開催の第22回定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。

7. 監査役渡邊崇および櫻田修一の両氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役渡邊崇氏は、米国公認会計士試験合格者です。
 - ・監査役櫻田修一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
8. 当社は、取締役宮内直孝、森尻善雄および監査役櫻田修一の各氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職状況については、(6)社外役員に関する事項を併せてご参照ください。

(参考) 執行役員の状況 (2026年3月31日現在)

職 名	氏 名	担 当
執 行 役 員	坂 田 竜 治	コークス事業部長
執 行 役 員	辻 田 雅 文	化工機事業部長
執 行 役 員	小 野 祐 介	経営管理部長
執 行 役 員	伊 藤 親 治	社長特命担当 経営管理に関する事項につき、小野執行役員に協力
執 行 役 員	山 下 伸 一	コークス事業部北九州事業所長

(注) 執行役員伊藤親治および山下伸一の両氏は、2025年6月27日付で執行役員に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、概要は以下のとおりであります。

なお、決定方針は代表取締役社長、人事担当取締役および社外取締役で構成される役員人事・報酬会議にて議論および検討し、その結果に基づいて、2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。

〈基本方針〉

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な成長および業績向上に対するモチベーションの向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績を反映した報酬体系とすることを基本方針とする。

〈報酬に関する事項〉

当社取締役の報酬は、金銭とし、毎年6月に年額報酬を決定し、毎月均等に支払われるものとする。

当社取締役の基準報酬は、求められる能力および責任に見合った水準を総合的に勘案して役位別に定める。

〈報酬体系に関する事項〉

非常勤（社外役員を含む。）取締役以外の取締役の報酬は、上記に定める基準報酬を基準とした業績連動報酬のみとする。

監督機能を担う非常勤（社外役員を含む。）取締役の報酬については、その職務に鑑み上記に定める基準報酬のみを支払う固定報酬とする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

当社監査役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額5百万円と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

なお、上記決議内容は、2004年3月10日に行われた企業合併に先立ち、役員の増員（取締役5名、監査役4名）に備えるために決議したものであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会の委任決議に基づき、当期の各取締役の個人別の報酬額の具体的内容については、代表取締役社長松岡弘明が決定しております。

その権限の内容は、各取締役の個人別の基準報酬額の決定および各取締役の個人別の報酬額の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、あらかじめ決定すべき内容について役員人事・報酬会議にて議論および検討することとし、代表取締役社長は当該議論および検討の内容を尊重のうえ、報酬額を決定し、決定した各取締役の報酬額を取締役会にて報告するという措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、役位および常勤・非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、決定しております。

⑤ 取締役および監査役に支払った報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96 (13)	13 (13)	82 (一)	— (一)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (6)	20 (6)	— (一)	— (一)	3 (1)

- (注) 1. 当期末現在の取締役員数は6名(うち、社外取締役は3名)であり、期末在任者のうち社外取締役1名が無報酬であります。
2. 当期末現在の監査役員数は3名(うち、社外監査役は2名)であり、期末在任者のうち社外監査役1名が無報酬であります。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬等の額の算定の基礎として、連結経常利益を指標に選定しております。

コークス事業の競争力強化による事業基盤の確立、および非コークス事業の事業基盤の強化・安定化による、多面的な利益構造の確立を目指す当社グループにおきましては、この課題に対する役員の経営および業務執行の成果を反映するため、当該指標を用いることが適切であると判断し、選定したものであります。

業績連動報酬等の額の算定におきましては、取締役の役位毎に求められる能力および責任に見合った水準を総合的に勘案して基準報酬を決定し、前事業年度の連結経常利益に応じて一定の範囲で変動させる方法を用いております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(5)直前3事業年度の財産および損益の状況に記載のとおりであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、当該社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役松岡弘明、森俊一郎、井伊誠一郎、徳永直之、宮内直孝、森尻善雄の各氏および監査役益田明、渡邊崇、櫻田修一の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合は填補の対象としないこととしております。

(6) 社外役員に関する事項（2026年3月31日現在）

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役徳永直之氏は、住友商事株式会社炭素ユニット長であり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・ 取締役森尻善雄氏は、ホウライ株式会社常勤監査役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
 - ・ 監査役渡邊崇氏は、日本製鉄株式会社関係会社部部长であり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・ 監査役櫻田修一氏は、株式会社アカウンティング・アドバイザー代表取締役マネージングディレクターであります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 徳永 直之	当事業年度に開催された取締役会13回全ておよび取締役会以外の場で議論・意見交換を行うオフサイトミーティングに出席し、資源・エネルギー事業に関する豊富な知見から、積極的に意見を述べました。特に、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。
取締役 宮内 直孝	当事業年度に開催された取締役会13回全ておよび取締役会以外の場で議論・意見交換を行うオフサイトミーティングに出席し、産業機械事業における長年の業務経験および会社経営者としての豊富な実績に基づき、経営全般に対する的確な助言と積極的な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しました。 また、役員人事・報酬会議の委員として、当事業年度に開催された会議に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
取締役 森尻 善雄	当事業年度に開催された取締役会13回全ておよび取締役会以外の場で議論・意見交換を行うオフサイトミーティングに出席し、金融機関での豊富な業務経験と知見を活かし、経営に対する建設的な意見を述べることで、当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しました。 また、役員人事・報酬会議の委員として、当事業年度に開催された会議に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
監査役 渡邊 崇	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席し、会社マネジメントに関する豊富な知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。
監査役 櫻田 修一	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席し、財務・会計に関する専門的知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	65
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	45,395	流 動 負 債	54,549
現 金 及 び 預 金	6,392	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,604
受 取 手 形	163	短 期 借 入 金	37,886
売 掛 金	9,118	未 払 法 人 税 等	397
契 約 資 産	573	契 約 負 債	355
商 品 及 び 製 品	10,495	賞 与 引 当 金	660
仕 掛 品	1,136	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	11
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	16,736	受 注 損 失 引 当 金	194
そ の 他	800	そ の 他	5,438
貸 倒 引 当 金	△22	固 定 負 債	37,196
固 定 資 産	81,149	長 期 借 入 金	29,391
有 形 固 定 資 産	76,640	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,664
建 物 及 び 構 築 物	8,034	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	32,486	環 境 対 策 引 当 金	4,045
土 地	33,417	そ の 他	1,051
建 設 仮 勘 定	1,681	負 債 合 計	91,746
そ の 他	1,021	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	681	株 主 資 本	33,630
そ の 他	681	資 本 金	7,000
投 資 そ の 他 の 資 産	3,827	資 本 剰 余 金	1,750
投 資 有 価 証 券	1,757	利 益 剰 余 金	26,090
繰 延 税 金 資 産	1,308	自 己 株 式	△1,209
そ の 他	802	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,166
貸 倒 引 当 金	△41	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	801
資 産 合 計	126,544	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	366
		純 資 産 合 計	34,797
		負 債 純 資 産 合 計	126,544

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	91,386
売上原価	84,169
売上総利益	7,216
販売費及び一般管理費	6,608
営業利益	607
営業外収益	630
受取利息	31
受取配当金	38
関係会社整理損失引当金戻入額	326
助成金の収入	163
その他	70
営業外費用	1,514
支払利息	869
環境対策引当金繰入額	332
その他	312
経常損失	△276
特別利益	211
固定資産売却益	128
投資有価証券売却益	75
その他	7
特別損失	7,057
固定資産除却損失	1,094
減損損失	4,436
棚卸資産の廃棄損失	253
災害による損失	580
その他	691
税金等調整前当期純損失	△7,122
法人税、住民税及び事業税	402
法人税等調整額	153
当期純損失	△7,678
親会社株主に帰属する当期純損失	△7,678

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,468	流動負債	52,406
現金及び預金	2,211	買掛金	9,085
受取手形	52	短期借入金	37,343
売掛金	7,816	未払金	2,565
契約資産	573	未払法人税等	150
商品及び製品	10,284	契約負債	292
仕掛品	499	未払費用	1,972
原材料及び貯蔵品	16,564	前受金	228
前払費用	72	預り金	284
未収入金	324	賞与引当金	288
その他	92	関係会社整理損失引当金	11
貸倒引当金	△22	受注損失引当金	134
固定資産	80,613	その他	50
有形固定資産	73,545	固定負債	36,159
建物	2,592	長期借入金	28,851
構築物	3,515	繰延税金負債	215
機械及び装置	31,551	退職給付引当金	2,362
土地	33,420	環境対策引当金	4,045
建設仮勘定	1,608	その他	684
その他	858	負債合計	88,565
無形固定資産	574	純資産の部	
ソフトウェア	518	株主資本	29,726
その他	55	資本金	7,000
投資その他の資産	6,493	資本剰余金	1,750
関係会社株式	4,274	資本準備金	1,750
投資有価証券	1,568	利益剰余金	22,186
長期前払費用	341	利益準備金	3
その他	318	その他利益剰余金	22,182
貸倒引当金	△9	繰越利益剰余金	22,182
資産合計	119,082	自己株式	△1,209
		評価・換算差額等	790
		その他有価証券評価差額金	791
		繰延ヘッジ損益	△0
		純資産合計	30,516
		負債純資産合計	119,082

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	81,972
売 上 原 価	76,941
売 上 総 利 益	5,031
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,571
営 業 損 失	△539
営 業 外 収 益	1,937
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,393
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	326
そ の 他	218
営 業 外 費 用	1,547
支 払 利 息	861
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	332
そ の 他	353
経 常 損 失	△149
特 別 利 益	213
固 定 資 産 売 却 益	129
投 資 有 価 証 券 売 却 益	75
そ の 他	7
特 別 損 失	6,361
固 定 資 産 除 却 損	1,079
減 損 損 失	4,408
棚 卸 資 産 廃 棄 損	253
災 害 に よ る 損 失	580
そ の 他	38
税 引 前 当 期 純 損 失	△6,298
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15
法 人 税 等 調 整 額	164
当 期 純 損 失	△6,477

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	村	竜	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	一	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コークス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	村	竜	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	一	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

後発事象に関する認識は、計算関係書類の重要な後発事象に関する注記の内容と同様です。

2026年5月26日

日本コークス工業株式会社監査役会

常勤監査役	益	田	明	㊞
社外監査役	渡	邊	崇	㊞
社外監査役	櫻	田	修	一 ㊞

第23回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区豊洲2丁目2番1号

豊洲ベイサイドクロスタワー3階+C（プラスクロス）内
31Builedge豊洲ベイサイドクロス Room A



- ・ 東京メトロ有楽町線 豊洲駅下車 2B出口方面 地下通路直結
- ・ 新交通ゆりかもめ 豊洲駅下車 北口徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。